

認定こども園認定審査基準の一部改正について

1 改正理由

認定こども園認定審査基準（以下「審査基準」という。）第5条第2項（2）で定める認定こども園の園長の要件において引用する通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」が廃止されたことなどに伴う所要の規定の整理。

2 改正内容

【国発出通知の文書番号及び発出者について】

国が発出する通知の「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に係る文書番号及び発出者を「平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知」から「令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知」へと改める。

【その他所要の改正】

審査基準第7条において引用する「学校教育法」、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」の法令番号を追加する。

審査基準第4条において引用する「認定こども園の認定の要件を定める条例」別表の規定を特定するために規定する「職員配置の項」の文言を「職員配置の項基準の欄」とする。

3 関係通知

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和5年5月19日こ成保38・5文科初第483号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）

4 施行期日

令和5年10月10日